

仙台市環境影響評価条例の一部を改正する条例の概要

平成23年11月
仙台市環境局環境部
環境都市推進課

1 改正の目的

(1) 震災特例(手続の簡略化)

環境への適切な配慮を担保しつつ、東北地方太平洋沖地震からの速やかな復旧・復興に考慮し、特に緊急に実施する必要がある事業として市長が認めるものについて、特例的に環境影響評価等の手続の簡略化を可能とする。

(2) 法改正対応

環境影響評価法の改正に対応する。

- ① 法アセスへの自治体の関与に関する改正(条例改正は**必須**)
- ② 法アセスの手続変更ならって条例アセスの手続を変更する改正(条例改正は任意)

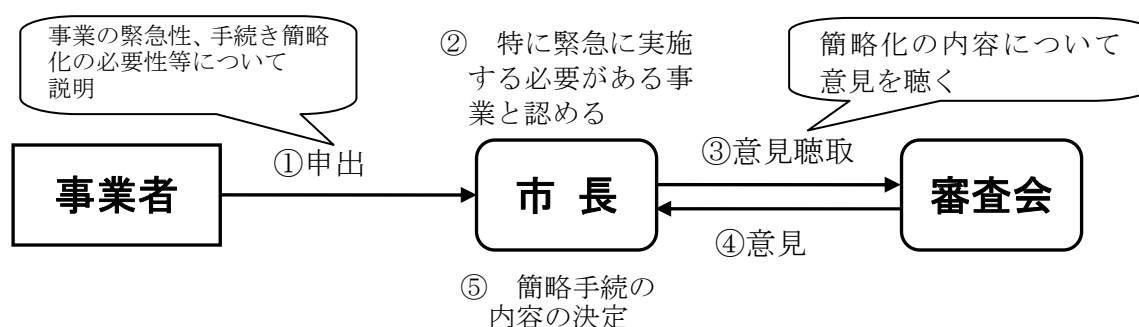
2 改正内容と考え方

(1) 手続の簡略化

[簡略化のイメージ]

- ① 一連のアセス手続きを構成する手続要素自体を省略すること。
(例:方法書の作成の省略)
- ② 手続要素に充てる期間が規定されている場合に、その期間を短縮すること。
(例:評価書の縦覧期間を1か月から半月に短縮)

手続き簡略化までの段取り



[考え方]

- (ア) 簡略化は、復旧・復興事業のうち、①市民の生命・生活を守るための事業であって、②通常のアセス手続の迅速化をもってしても事業の緊急的な実施に対応できない場合に限る。
- (イ) 事業者は、事業の緊急性及び手続き簡略化の必要性を市長に申し出る。
- (ウ) 市長は、速やかな復旧・復興の観点から、事業の緊急性を判断し、手続き簡略化が必要な場合には、その内容について予め審査会からの意見を聴取し、決定する。
- (エ) 当該事業については、市長が(ウ)により決定した手続きが実施される。

(2) 法改正対応(施行日:平成 24 年4月1日)

法改正事項	法改正の趣旨	条例改正の理由・内容
政令で定める市から事業者への直接の意見提出の新設	地方分権の進展等を踏まえ、事業の影響が単独の政令市域に収まる場合に、方法書及び準備書への市長意見を、知事を介さずに直接提出できるようにする。	法令に基づき直接意見を述べるに際し、知事を介しての意見と同様に、事前に審査会の意見を聴取する規定を設ける。
方法書段階での説明会の開催の義務化	方法書は大量かつ専門的であるため、住民等の理解を深め、事業者とのコミュニケーションの充実を図る。	法改正の趣旨を踏まえ、同様に条例を改正する。
方法書に加えて要約書の送付の義務化	方法書の理解に資する。	同上
電子縦覧の義務化	電子化の進展を踏まえ、事業者に方法書・要約書、準備書・要約書、評価書・要約書等のインターネットの利用等による電子縦覧を義務付ける。	同上（現物縦覧を実施している方法書、準備書・要約書、評価書・要約書、事後調査報告書に加え、方法書の要約書について電子縦覧を義務化。現物縦覧同様、市長が実施(市 HP)。）

3 条例の施行日

- (1) 条例手続の簡略化部分 公布日
- (2) 法改正対応部分 平成 24 年4月1日

4 その他

(1) 法改正(第二段階)への対応

法改正事項のうち、平成 25 年4月1日施行分について、法改正の趣旨を踏まえ、本市条例改正の要否、改正内容等を仙台市環境審議会等で検討する。

法改正事項	法改正の趣旨	対応方針
計画段階配慮書の手続の新設(戦略的アセス:SEA)	事業の実施段階では事業の枠組みが既に決定されており、柔軟な環境保全措置等が困難という限界を補い、事業の早期段階での環境配慮を可能とする。	条例アセスにおいて既実施の「事前調査」や「事後調査」手続と法アセスにおいて新設される SEA や環境保全措置等の関係等を整理し、条例改正の要否・内容等を検討する。
環境保全措置等の公表等	事業者に事業着手後の環境保全措置の実施状況等を明らかにさせ、評価後の環境配慮の充実を図る。	

(2) 風力発電所の取扱い

政令改正により、風力発電所の設置が法アセスの対象となる(平成 24 年 10 月1日予定)ことを踏まえ、条例上の取扱いを環境審議会等において検討する。

- (1)、(2)に関して、条例改正が必要な場合は、平成 24 年第3回定例会への上程を予定。

(参考) その他の法改正事項(平成 24 年4月1日施行) 条例は改正しない

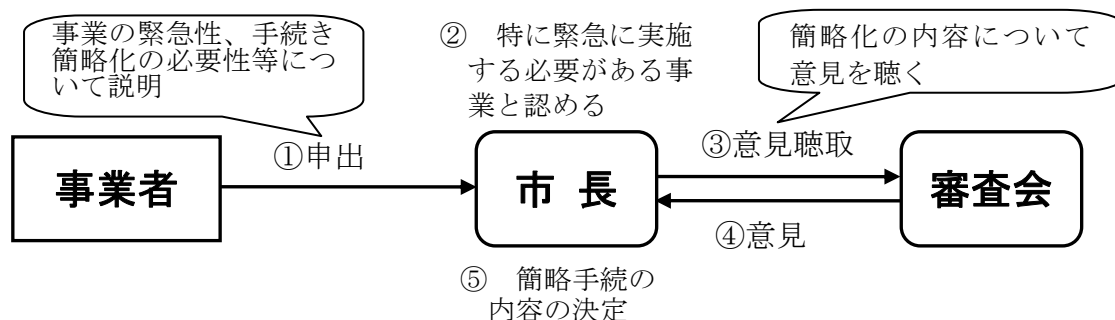
法改正事項	法改正の趣旨	条例改正を行わない理由
交付金事業をアセス対象に追加	補助金の交付金化を踏まえ、交付金の交付対象事業についても法アセスの対象とする。	条例アセスの対象事業は、事業の種類や規模に拠る。(市の金銭的関与は関係ない。)
方法書段階における環境大臣意見提出手続の新設	評価項目や調査手法などの技術的・根本的な意見を方法書段階で主務大臣に述べることで、円滑な手続きに資する。	条例で方法書段階での柔軟な対応は既に担保されている。(また、条例アセスは、事業の許認可とは関連しない。)
地方公共団体等が許認可権者の場合の環境大臣助言手続の新設	地方公共団体等が、許認可に際して、環境大臣からの技術的・政策的見地からの意見・助言を求めることを可能とする。	条例アセスは、事業の許認可とは関連しない。(法アセスへは、必要に応じて法に基づき対応すれば足りる。)

手続簡略化に係る条例改正のイメージ（附則により対応予定）

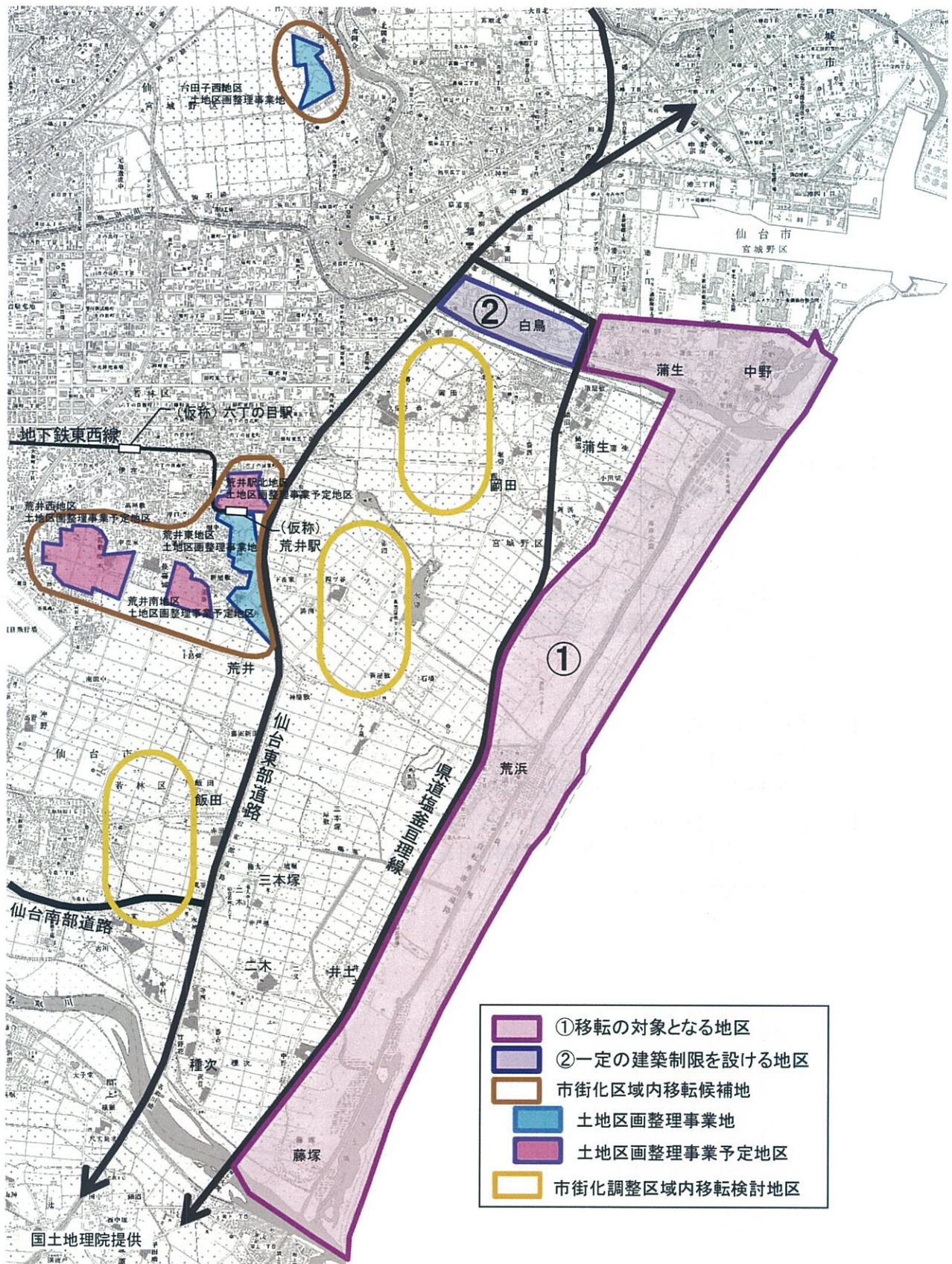
（平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業等の環境影響評価及び事後調査に関する手続に関する特例）

- 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第二条第二項に規定する集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業に関し特に緊急に実施する必要があると認めるときは、第三章及び第四章に規定する手続を簡略化することができる。
- 前項の規定による手続の簡略化の内容は、同項に規定する土地区画整理事業及び住宅団地の造成の事業に係る事業者からの申出に基づき、市長が決定する。
- 市長は、前項の規定による決定をするにあたっては、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

手続簡略化までの段取り



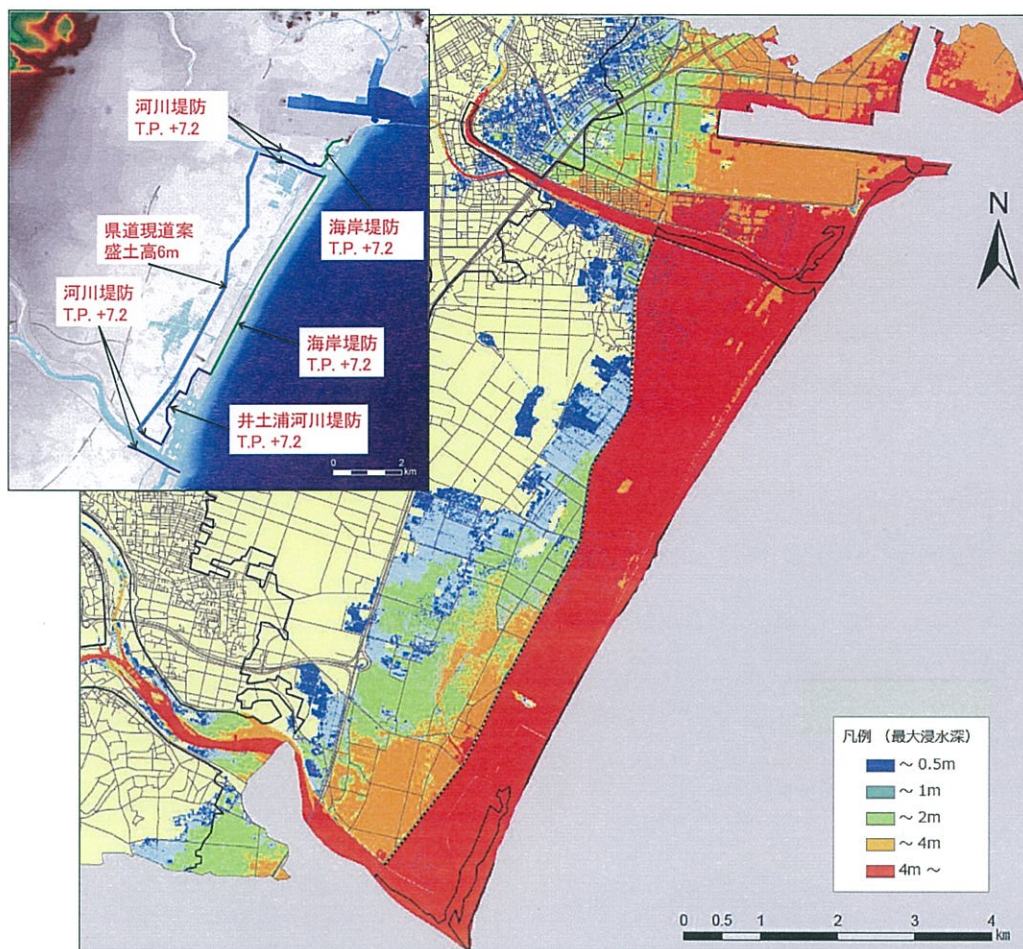
安全な住まいの確保



津波シミュレーションの見直しについて

① 中間案の前提

堤防設置 (T.P.+7.2m)
県道かさ上げ6m



新

② 県道位置見直し案

堤防設置 (T.P.+7.2m) + 井土浦延長
県道かさ上げ6m + 一部直線化

・井土浦での海岸堤防延長は国の計画による
・仙台港周辺部での対策については、今後さらに、宮城県、多賀城市とともに検討

